

### 国内の各種計画・戦略における環境面の目標について

2023年11月22日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室



### 国内の各種計画・戦略における環境面の目標について

■ 主に小分類、レポーティング等において環境改善効果を算出する際の具体的な指標の参考とするため、国内の各種計画・戦略における施策や環境面の目標について調査を行った。そのうち、環境に関する基本計画を中心とした以下の計画や戦略についての調査結果を次頁より示す。

- > 環境基本計画
- > 成長志向型の資源自律経済戦略
- > パリ協定長期戦略
- > 生物多様性国家戦略

- > 循環型社会形成推進基本計画
- > 地球温暖化対策計画
- > 気候変動適応計画



## 環境基本計画における目標等の確認(1/2)

環境基本計画の重点戦略ごとの環境政策の展開における各項目のうち、大分類に該当する記載があるものについて、 ①小分類として整理すると以下の通り。 また、②目標はなく(個別計画等の目標を利用)、③指標は大分類3と関連した環境リスクに関する指標あり(次頁)。④ネガティブな効果も記載なし。

また、					
大分類	①小分類				
1 再生可能エネルギーに関する事業	<ul><li>・ 再生可能エネルギーの最大限の導入</li><li>・ バイオマスのエネルギー・循環資源としての利活用</li></ul>	<ul><li>・ 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入</li><li>・ 地域新電力等の推進</li><li>・ 営農型太陽光発電の推進</li></ul>			
2 省エネルギーに関する事業	• 徹底した省エネルギーの推進	• ストックの適切な維持管理・有効活用			
3 汚染の防止と管理に関する事業	<ul><li>・ 健全な水循環の維持又は回復</li><li>・ 健全で豊かな水環境の維持・回復</li><li>・ 良好な大気環境の確保</li><li>・ 廃棄物の適正処理の推進</li></ul>	<ul><li>化学物質のライフサイクル全体での包括的管理</li><li>マイクロプラスチックを含む海洋ごみ対策の推進</li><li>廃棄物系バイオマスの活用をはじめとした地域における資源循環</li></ul>			
4 自然資源・土地利用の持続可能な管理 に関する事業	<ul><li>・ 自然資本の維持・充実・活用</li><li>・ 人口減少下における土地の適切な管理と自然環境を 保全・再生・活用する国土利用</li></ul>	<ul><li>・ 未利用系バイオマス資源を活用した地域づくり</li><li>・ エコツーリズムなど各種ツーリズムの推進</li><li>・ 環境保全や持続可能性に着目した地域産業の付加価値向上</li></ul>			
5 生物多様性保全に関する事業	<ul><li>自然資本の維持・充実・活用</li><li>森林の整備・保全</li><li>生態系ネットワークの構築</li><li>抜本的な鳥獣捕獲強化対策</li></ul>	<ul><li>海洋環境の保全</li><li>外来生物対策</li><li>生物多様性の保全・回復</li></ul>			
6 クリーンな運輸に関する事業	<ul><li>コンパクトで身近な自然のある都市空間の実現</li><li>交通網の維持・活用等</li></ul>	・ 新たな技術の活用による「物流革命」等			
7 持続可能な水資源管理に関する事業	<ul><li>・ 健全な水循環の維持又は回復</li><li>・ 健全で豊かな水環境の維持・回復</li></ul>	• ストックの適切な維持管理・有効活用			
8 気候変動に対する適応に関する事業	<ul><li>気候変動の影響への適応の推進</li><li>気候変動への対応</li><li>ヒートアイランド対策</li></ul>	<ul><li>生態系を活用した防災・減災等</li><li>グリーンインフラや E c o - D R R の推進</li></ul>			
9 サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品 に関する事業	<ul><li>バイオマスのエネルギー・循環資源としての利活用</li><li>循環資源の利活用、都市鉱山</li><li>食品口スの削減</li></ul>	<ul><li>・ 資源の安定的な確保と循環的な利用</li><li>・ バイオマスからの高付加価値な化成品の生産</li><li>・ 水素利用の拡大</li></ul>			
10 グリーンビルディングに関する事業	・ 低炭素で健康な住まい				



# 環境基本計画における目標等の確認(2/2)

③指標については、3 汚染の防止と管理に関する事業に関連した環境リスクに関する指標がある。その内容は以下の通り。

分類	指	旨標
水環境保全に関する指標	<ul> <li>・公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る環境基準の達成状況</li> <li>・流域水循環計画の策定数</li> <li>(水環境保全に関する補助的指標)</li> <li>・水質等のモニタリング地点</li> <li>・主要な閉鎖性水域における汚濁負荷量</li> <li>・廃棄物の海洋投入処分量</li> <li>・再生水の利用量・湧水の把握件数</li> <li>・森林面積(育成単層林、育成複層林、天然生林)</li> </ul>	(水環境保全に関する補助的指標つづき) ・保安林面積・水環境の保全の観点から設定された水辺地の保全地区等の面積 ・主要な閉鎖性海域の干潟・藻場面積 ・生態系の保全の観点から田園自然環境の創造に着手した地域数 ・里海づくり活動の取組箇所数 ・地域共同により農地周りの水環境の保全管理を行う面積 ・都市域における水と緑の公的空間確保量 ・全国水生生物調査の参加人数
大気環境 保全に関 する指標	状況 )一般地域における環境基準の達成状況	
環境中の 残留状況 ・各種の環境調査・モニタリングの実施状況(調査物質数、地点数、媒体数) に係る指 標 にある物質数)		媒体数)
環境への 排出状況 に係る指 標	<ul><li>・PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量</li><li>(リスク評価に係る指標)</li><li>・化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価のきまで</li><li>・農薬登録制度における新たな生態影響評価の実施状況</li></ul>	実施状況



### 循環型社会形成推進基本計画における目標等の確認(1/2)

循環型社会形成推進基本計画の取組の中長期的な方向性の各項目のうち、大分類に該当する記載があるものについて、 ①小分類、②目標、③指標を整理すると以下の通り。

なお、④ネガティブな効果については記載なし。

大分類	①小分類	②目標	<b>③指標</b>
3 汚染の防止と管理に関する事業	<ul><li>・ 適正処理の更なる推進と 環境再生</li><li>・ 万全な災害廃棄物処理体 制の構築</li></ul>	<ul> <li>・不法投棄量</li> <li>・不適正処理量</li> <li>・廃石綿等の処理量(中間処理、最終処分)</li> <li>・廃水銀等の処理量(中間処理、最終処分)</li> <li>・不法投棄の発生件数</li> <li>・不適正処理の発生件数</li> <li>・優良認定された産業廃棄物処理業者数</li> <li>・一般廃棄物最終処分場の残余年数</li> <li>・産業廃棄物最終処分場の残余年数</li> </ul>	<ul> <li>電子マニフェストの普及率</li> <li>空家等対策計画を策定した市区町村数の全市区町村数に対する割合</li> <li>災害廃棄物処理計画策定率</li> <li>災害時再稼働可能な施設の割合</li> <li>ごみ焼却施設における老朽化対策率</li> <li>災害廃棄物に係る仮置場整備率</li> <li>災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率</li> <li>災害時に係る有害廃棄物対策検討実施率</li> </ul>
4 自然資源・土地 利用の持続可能な 管理に関する事業	<ul><li>持続可能な社会づくりと の統合的取組</li><li>多種多様な地域循環共生 圏形成による地域活性化</li></ul>	<ul><li>・国産のバイオマス系資源投入率</li><li>・燃料材利用量</li><li>・廃棄物等種類別の出口側の循環利用率(バイオマス系)</li><li>・自然ストック量(森林面積)</li><li>・森林蓄積</li></ul>	<ul><li>・法的に保護されている森林面積</li><li>・森林における施業実施のための具体的な計画が 策定されている面積</li><li>・木材自給率</li><li>・持続可能な資源利用に関する認証取得状況</li></ul>



### 循環型社会形成推進基本計画における目標等の確認(2/2)

大分類	①小分類	②目標	③指標
9 サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業	<ul> <li>持続可能な社会づくりとの統合的取組</li> <li>多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化</li> <li>ライフサイクル全体での徹底的な資源循環</li> <li>循環分野における基盤整備</li> </ul>	<ul> <li>一次資源等価換算した天然資源等消費量べースの資源生産性</li> <li>・産業分野別の資源生産性(一次資源等価換算)</li> <li>・循環型社会ビジネスの市場規模</li> <li>・資源生産性の向上等に関する目標を設定している事業者数</li> <li>・事業系食品口ス量</li> <li>・食品循環資源の再生利用等実施率</li> <li>・化石系資源に関する資源生産性</li> <li>・廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量</li> <li>・一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量(乾燥ベース)</li> <li>・隠れたフローを考慮した金属資源の TMRベースの入口側の循環利用率</li> <li>・小型二次電池の回収量および再資源化率</li> <li>・認定事業者が引き取った小型家電の再資源化量</li> <li>・ガラス製容器包装廃棄物の分別収集量</li> <li>・特定建設資材再資源化等率</li> <li>・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率</li> </ul>	<ul> <li>・廃棄物熱利用量・利用率</li> <li>・廃棄物の原燃料・廃棄物発電等への活用による他部門での温室効果ガスの排出削減量</li> <li>・廃棄物等種類別の出口側の循環利用率(バイオマス系)</li> <li>・バイオマスプラスチック国内出荷量</li> <li>・RPF製造量</li> <li>・期間中に整備されたごみ焼却施設の平均発電効率</li> <li>・廃棄物発電設備容量、総廃棄物発電量</li> <li>・素材別・製品別の出口側の循環利用率</li> <li>・4資源別の入口側の循環利用率</li> <li>・格育源別の入口側の循環利用率</li> <li>・格育源別の入口側の循環利用率</li> <li>・原棄物等種類別の出口側の循環利用率</li> <li>・個別施設ごとの長寿命化計画(個別施設計画)の策定率</li> <li>・新築住宅における認定長期優良住宅の割合</li> <li>・太陽光パネルのリユース率、リサイクル率</li> <li>・新築住宅における認定長期優良住宅の割合</li> <li>・太陽光パネルのリユース率、リサイクル率</li> <li>・新たに普及した製品の3Rに関連する実証事業数</li> </ul>



### 成長志向型の資源自律経済戦略における目標等の確認

成長志向型の資源自律経済戦略の成長志向型の資源自律経済の確立に向けた総合パッケージの各項目のうち、大分類に該当する記載があるものについて、①小分類として整理すると以下の通り。

なお、②目標、③指標、④ネガティブな効果については記載なし。

大分類	①小分類
9 サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業	<ul> <li>4R(3R+Renewable)政策の深堀り: 資源有効利用促進法(3R法)の対象品目追加の検討、循環配慮設計の拡充・実効化(製品別ガイドラインの拡充と設計認定の検討)、循環資源の効率的回収の強化、表示の適正化等の循環資源の価値向上のための措置(循環資源の品質標準化、循環価値(LCAによるCFPや再生材利用率等)の可視化等)</li> <li>リコマース(Re-commerce)市場の整備:製品安全強化(リファービッシュ品等の二次流通品の安全性担保の責任明確化)</li> <li>海外との連携強化:クリティカルミネラルの確保や規制・ルール整備に関する国際連携(プラスチック汚染対策(UNEP)、サーキュラーエコノミーの国際標準化(ISO)、ASEAN諸国等との協力関係構築等)</li> <li>サーキュラーエコノミー投資支援:研究開発・実証・設備投資支援(Re-commerce投資支援を含む)</li> <li>DX化支援:資源循環に係る情報トレーサビリティ確保のための情報流通ブラットフォーム構築(アーキテクチャ構築支援、ユースケース構築)、デジタルシステム構築・導入支援・標準化支援:循環配慮設計のガイドライン化・標準化、品質指標(再生材等のグレーディング)の策定支援</li> <li>標準化支援:循環配慮設計のガイドライン化・標準化、品質指標(再生材等のグレーディング)の策定支援</li> <li>スタートアップ・ベンチャー支援:リスクマネーの呼び込みのため、有望なスタートアップの事例共有等</li> <li>ビジョン・ロードマップ策定:GX目標の達成や資源リスク緩和に資する野心的な定量目標の検討・共有(例:再生材利用率、リデュース率等)</li> <li>協調領域の課題解決:情報流通プラットフォーム構築、循環配慮設計の標準策定等のためのプロジェクト組成・ユースケース創出</li> <li>サーキュラーエコノミーのブランディング:サーキュラーエコノミーの価値観の普及・浸透、教育、経営方針等</li> </ul>

出所:成長志向型の資源自律経済戦略(2023年3月31日) (https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331010/20230331010-2.pdf) および成長志向型の資源自律経済戦略の概要(https://www.meti.go.jp/press/2022/03/20230331010/20230331010-1.pdf) より作成



### 地球温暖化対策計画における目標等の確認(1/3)

地球温暖化対策計画の地球温暖化対策・施策の各項目のうち、大分類に該当する記載があるものについて、①小分類、②目標、③指標を整理すると以下の通り。

なお、40ネガティブな効果については記載なし。

大分類	①小分類	③指標(対策評価指標) *②目標は略
1 再生可能エネ ルギーに関する 事業	<ul><li>再生可能エネルギーの最大限の導入</li><li>上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入</li></ul>	• 再生可能エネルギー発電量
2 省エネルギーに関する事業	<ul> <li>省エネルギー性能の高い設備・機器の導入促進</li> <li>業種間連携省エネルギーの取組促進</li> <li>燃料転換の推進</li> <li>FEMSを利用した徹底的なエネルギー管理の実施</li> <li>建築物の省エネルギー化</li> <li>住宅の省エネルギー化</li> <li>HEMS・スマートメーター・スマートホームデバイスの導入や省エネルギー情報提供を通じた徹底的なエネルギー管理の実施</li> <li>電気・熱・移動のセクターカップリングの促進</li> <li>エネルギーの地産地消、面的利用の促進</li> <li>上下水道における省エネルギー・再生可能エネルギー導入</li> <li>石油製品製造分野における省エネルギー対策の推進</li> </ul>	<ul> <li>高効率空調の導入(平均APF・COP (電気系 燃料系))</li> <li>産業HP (加温・乾燥)の導入(累積導入設備容量)</li> <li>産業用照明の導入(累積導入台数)</li> <li>低炭素工業炉の導入(累積導入台数)</li> <li>産業用モータ・インバータの導入(累積導入台数)</li> <li>高性能ボイラーの導入(累積導入台数)</li> <li>コージェネレーションの導入(累積導入台数))</li> <li>ガスへの燃料転換量</li> <li>FEMSのカバー率</li> <li>業務用給湯器の導入(累積導入台数)</li> <li>高効率照明の導入(累積導入台数)</li> <li>高効率照明の導入(累積導入台数)</li> <li>冷媒管理技術の導入(適切な管理技術の普及率)</li> <li>BEMSの普及率</li> <li>HEMSの導入世帯数</li> <li>中大規模の新築建築物のうち、ZEB基準の水準の省工ネ性能に適合する建築物の割合</li> <li>省エネ基準に適合する住宅ストックの割合</li> <li>処理水量あたりエネルギ起源CO2排出量</li> </ul>



# 地球温暖化対策計画における目標等の確認(2/3)

大分類	①小分類	③指標(対策評価指標) *②目標は略
3 汚染の防止と管理に関す る事業	<ul> <li>廃棄物処理における取組(3R+Renewable、廃棄物発電等のエネルギー回収、EVごみ収集車など)</li> <li>廃棄物焼却量の削減</li> <li>廃棄物最終処分量の削減</li> <li>一般廃棄物焼却量の削減等</li> <li>廃棄物最終処分場における準好気性埋立構造の採用</li> </ul>	<ul><li>・ 下水汚泥焼却施設における燃焼の高度化等</li><li>・ フロン類使用製品のノンフロン・低GWP化促進</li><li>・ 業務用冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止</li><li>・ 冷凍空調機器からのフロン類の回収・適正処理</li><li>・ 廃家庭用エアコンからのフロン類の回収・適正処理</li></ul>
5 生物多様性保全に関する 事業	<ul><li>森林吸収源対策(保安林、自然公園等の適切な管理・保全等の推進)</li><li>ブルーカーボンその他の吸収源に関する取組(EbA 及び Eco-DRRなど)</li></ul>	• –
6 クリーンな運輸に関する事業	<ul> <li>次世代自動車の普及、燃費改善等</li> <li>道路交通流対策(LED道路照明の整備促進、ITS推進、自動走行推進など)</li> <li>環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化</li> <li>公共交通機関及び自転車の利用促進</li> <li>鉄道分野の脱炭素化</li> <li>航空分野の脱炭素化</li> <li>船舶分野の脱炭素化</li> <li>トラック輸送の効率化、共同輸配送の推進</li> <li>海上輸送及び鉄道貨物輸送へのモーダルシフトの推進</li> <li>物流施設の脱炭素化の推進</li> <li>物流施設の脱炭素化の推進</li> <li>港湾における取組(総合的な脱炭素化(CNPなど)、貨物の陸上輸送距離削減)</li> <li>地球温暖化対策に関する構造改革特区制度の活用</li> <li>水素社会の実現(燃料電池・水素ステーションなど)</li> </ul>	<ul> <li>新車販売台数に占める次世代自動車の割合</li> <li>平均保有燃費</li> <li>高速道路の利用率</li> <li>直轄国道のLED道路照明灯数</li> <li>集中制御化された信号機の整備基数</li> <li>改良等された信号機の整備基数</li> <li>ED式信号灯器数</li> <li>ACC/CACC 普及率</li> <li>エコドライブ関連機器の普及台数</li> <li>自家用自動車からの乗換輸送量</li> <li>地域公共交通利便増進実施計画の作成件数</li> <li>通勤目的の自転車分担率</li> <li>(鉄道分野の)エネルギの使用に係る原単位の改善率</li> <li>省エネに資する船舶の普及隻数</li> <li>(ドローン物流の)社会実装の件数</li> <li>脱炭素化された物流施設の数</li> <li>貨物の陸上輸送の削減量</li> <li>省エネルギー型荷役機械の導入台数</li> <li>陸送から海上輸送にモーダルシフトした循環資源等の輸送量</li> </ul>



# 地球温暖化対策計画における目標等の確認(3/3)

大分類	①小分類	③指標(対策評価指標) *②目標は略
8 気候変動に対する適応に 関する事業	<ul><li>ヒートアイランド対策による熱環境改善を通じた都市の脱炭素化</li><li>森林吸収源対策(木材及び木質バイオマス利用の推進)</li></ul>	• 屋上緑化施工面積
9 サーキュラーエコノミー に対応した製品、製造技 術・プロセス、環境配 慮製 品に関する事業	<ul><li>・ 混合セメントの利用拡大</li><li>・ バイオマスプラスチック類の普及</li></ul>	<ul><li>・ 全セメント生産量に占める混合セメント生産量の割合</li><li>・ バイオマスプラスチック国内出荷量</li></ul>
10 グリーンビルディング に関する事業	<ul><li>ブルーカーボンその他の吸収源に関する取組 (CO2吸収型コンクリートなど)</li></ul>	• -



### パリ協定長期戦略における目標等の確認(1/2)

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略において、重点的に取り組む横断的施策(技術のイノベーション)として、「足下から 2030 年にかけて市場が立ち上がるものから、2050 年にかけて市場が立ち上がってくるものまで、成長に至る時間軸が異なる 14 分野」として取り上げられれている内容を整理すると以下の通りとなる。

また、同戦略において「各部門の長期的なビジョンとそれに向けた対策・施策の方向性」の項目を①小分類として整理すると、次頁の通りとなる。 なお、戦略中に、②目標 ③指標 ④ネガティブな効果 は記載なし。

大分類	①小分類
1 再生可能エネルギーに関する事業	・ 洋上風力・太陽光・地熱産業(次世代再生可能エネルギー)
2 省エネルギーに関する事業	<ul><li>自動車・蓄電池産業(電動化など)</li><li>半導体・情報通信産業(グリーン by デジタル、グリーン of デジタルなど)</li></ul>
3 汚染の防止と管理に関する事業	• 資源循環関連産業 (廃棄物発電、熱利用、バイオガス化、排ガスの固定化)
4 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	・ 食料・農林水産業
5 生物多様性保全に関する事業	・ 食料・農林水産業
6 クリーンな運輸に関する事業	<ul> <li>自動車・蓄電池産業(電動化など)</li> <li>船舶産業 (水素・アンモニア燃料船等など)</li> <li>航空機産業(脱炭素化)</li> <li>物流・人流・土木インフラ産業(CNP、グリーン物流など)</li> <li>ライフスタイル関連産業(住まいと移動のトータルマネジメント)</li> </ul>
8 気候変動に対する適応に関する事業	• ライフスタイル関連産業(観測・モデルに係る科学基盤の充実)
9 サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業	<ul> <li>カーボンリサイクル・マテリアル産業</li> <li>資源循環関連産業(リデュース・リニューアブル、リユース、リサイクル・排ガスの活用)</li> <li>水素・燃料アンモニア産業</li> <li>次世代熱エネルギー産業(メタネーションなど)</li> <li>原子力産業</li> </ul>
10 グリーンビルディングに関する事業	<ul><li>・ 住宅・建築物産業・次世代電力マネジメント産業</li><li>・ ライフスタイル関連産業(住まいと移動のトータルマネジメント)</li></ul>



# パリ協定長期戦略における目標等の確認(2/2)

大分類	①小分類
2 省エネルギーに関する事業	<ul> <li>産業・業務・家庭・運輸部門に求められる取組</li> <li>二酸化炭素排出に係るカーボンニュートラルに向けた対策</li> <li>代替フロン分野におけるカーボンニュートラルに向けた対策(グリーン冷媒機器普及拡大、)冷凍空調機器の使用時におけるフロン類の漏えい防止など)</li> <li>脱炭素ドミノの実現(住宅・建築物での取組)</li> <li>カーボンニュートラルな地域づくり(地域における自立・分散型社会づくりのための横断的な取組)</li> <li>大気中からの二酸化炭素直接回収</li> </ul>
4 自然資源・土地利用の持続可能な管理 に関する事業	<ul> <li>カーボンニュートラルな地域づくり(カーボンニュートラルな農山漁村づくり)</li> <li>森林吸収源対策</li> <li>吸収源対策(農地(バイオ炭資材開発等))</li> <li>吸収源対策(都市緑化)</li> <li>吸収源対策(自然環境(NbSの取組、ブルーカーボン、バイオプラスチックなど))</li> </ul>
6 クリーンな運輸に関する事業	<ul> <li>電動車等を活用した交通・物流サービスの推進</li> <li>自動車の電動化に対応した都市・道路インフラの社会実装の推進</li> <li>電動車を活用した災害時等の電力供給機能の強化</li> <li>ソフト・ハード両面からの道路交通流対策</li> <li>公共交通、自転車の利用促進</li> <li>グリーン物流の推進</li> <li>鉄道の脱炭素化</li> <li>船舶の脱炭素化</li> <li>航空の脱炭素化</li> <li>気候変動リスクに対応した交通・物流システムの強靱化</li> <li>カーボンニュートラルポート (CNP) の形成の推進</li> <li>カーボンニュートラルな地域づくり (カーボンニュートラルなまちづくり)</li> </ul>
9 サーキュラーエコノミーに対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業	<ul><li>・ 地域における資源循環</li><li>・ 電力部門に求められる取組(水素・アンモニア・CCS・CCU/カーボンリサイクルにおける対応)</li></ul>
10 グリーンビルディングに関する事業	・ 脱炭素ドミノの実現(住宅・建築物での取組)



### 気候変動適応計画における目標等の確認(1/5)

気候変動適応計画は、1) 農業・林業・水産業、2) 水環境・水資源、3) 自然生態系、4) 自然災害・沿岸域、5) 健康、6) 産業・経済活動、7) 国民生活・都市生活の7分野の施策から主に成り立っており、現在のグリーンリストの気候変動適応分野も当該分類を概ね踏襲している。 ②目標および③指標については、計画中に記載がある「国、地方自治体、国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる視点からの指標と目標」(計画本文19頁)と「気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において設定する分野別施策に関するKPI」があることから、それぞれ整理を行った。なお、現状のグリーンリストの指標は分野別施策に関するKPIとICMAの文書等を基に記載しているものである。 また、④ネガティブな効果は記載がなく、「適応策の実施に当たっては、生物多様性への負の影響の回避・最小化に努める」のみの記載となる。

#### 国、地方自治体、国民の各レベルで気候変動適応を定着・浸透させる視点からの 指標と目標

指標	目標 (目標年度:2026 年度)
【関係府省庁の取組促進】 ① 重大性及び緊急性が高い項目(大項目)に関する 分野別施策 KPI の設定比率	100%
【地方公共団体における体制整備等の支援】 ② 都道府県・政令指定都市による 地域気候変動適応計画の策定率	100%
③ 都道府県・政令指定都市による地域気候変動適応センターの設置率	100%
④ 都道府県・政令指定都市が策定する行政計画(例:総合計画、地域防災計画等)のうち、いずれかで防災の取組について気候変動適応の視点が反映されている割合	100%
【国民の理解の促進】 ⑤ 気候変動適応の取組内容の認知度(気候変動適応という言葉、取組ともに知っている国民の割合)	100%

出所:気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定,令和5年5月30日閣議決定(一部変更)) (https://www.env.go.jp/content/000138042.pdf) より作成



## 気候変動適応計画における目標等の確認(2/5)

#### 気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において設定する分野別施策に関するKPI

	気候変動週心計画(令和 3 年 10月 22 日阁譲決定)において設定 9 る分野別他束に関 9 る KPI					
	分野	大項目	小項目	KPI		2026年度目標
	1	農業	水稲	高温耐性品種(主食用米)の作付面積割合	%	18
	2	農業	農業生産基盤	湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積	ha	約21万 ※2025年度目標
	3農業・林 業・水産業	林業	等)	保全すべき松林の松くい虫による被害率が1%未満の「微害」に抑えられている都府県 の割合	%	100
	<b>4</b>	水産業	回遊性魚介類(魚類 等の生態)	MSY (最大持続生産量) ベースの資源評価魚種数	種	22
	5	水産業	沿岸域・内水面漁業 環境等	藻場の保全活動や造成が行われた面積	ha	7000
	水環境・水 資源	水資源	水供給(地表水)	渇水対応タイムラインの公表数	件	23
	7	陸域生態系	高山帯・亜高山帯	気候変動による生態系等への影響に係る調査地点における項目	項目	9
	8		野生鳥獣の影響	第二種特定鳥獣管理計画(二ホンジカ及びイノシシ)の目標を達成した都道府県の割合	%	_
			亜熱帯	関係省庁や各自治体等から報告される、サンゴ礁生態系保全に資する取組の数	件	90
	0 自然生態系	その他		市民参加型の調査による、生物の生息動向に関する報告データの数	件	30000
1	1	その他		高山帯や沿岸域におけるモニタリングの実施箇所数	箇所	226
1	2	生態系サービス	サンゴ礁によるEco- DRR機能等	関係省庁や各自治体等から報告される、サンゴ礁生態系保全に資する取組の数【再掲】	件	90
1	3	河川	洪水	気候変動の影響を考慮した河川整備計画の策定数	河川	約20 ※2025年度目標
1	4	河川	洪水	一級水系及び二級水系において、連携して流域治水プロジェクトを策定している水系数		約550 ※2025年度目標
1	5 自然災害・	河川	洪水		市町村数	約900 ※2025年度目標
1	6沿岸域	河川	洪水	一級河川、二級河川における戦後最大洪水等に対応した河川の整備率	%	一級河川 約73 二級河川 約71 ※2025年度目標
1	7	河川	洪水	水防法に基づき、最大クラスの洪水が発生した場合に浸水が想定される範囲等の情報を 把握し周知している、一級河川・二級河川数	河川	約17,000 ※2025年度目標
1	8	河川	洪水	事前放流の実施体制が整った水系の割合	%	100 ※2021年度目標

出所:気候変動適応計画(令和 3 年10月22日閣議決定)において設定する分野別施策に関するKPI(https://www.env.go.jp/press/110115/3tekioukeikakuR3bunya.pdf)より作成  $^{13}$ 



# 気候変動適応計画における目標等の確認(3/5)

分野	大項目	小項目	KPI		2026年度目標
19	河川	内水	最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成した団体数	団体	約800 ※2025年度目標
20	河川	内水	グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンイン フラの取組を事業化した自治体数【再掲】	自治体	70 ※2025年度目標
21 自然災	沿岸	高潮・高波	高潮浸水想定区域を指定している都道府県数	都道府県	39 ※2025年度目標
	沿岸	高潮・高波	直近3年間に港湾の事業継続計画(港湾BCP)に基づく防災訓練の実施された港湾(重要港湾以上)の割合	%	100 ※2025年度目標
23	沿岸	高潮・高波	適切に保全されている海岸防災林等の割合	%	100 ※2023年度目標
24	山地	土石流・地すべり等	土砂災害ハザードマップにおける土砂災害警戒区域の新規公表数	箇所	約56,000 ※2025年度目標
25	山地	土石流・地すべり等	周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数	集落	58.6千 ※2023年度目標
26	暑熱	死亡リスク等	年間の熱中症死亡者数	人	1,000以下 ※できるだけ早期に 達成を目指す
27	暑熱	熱中症等	年間の熱中症死亡者数【再掲】	人	1,000以下 ※できるだけ早期に 達成を目指す
28	暑熱	熱中症等	熱中症の普及啓発の進捗度(アンケートにおいて暑くなる前から熱中症対策を行ったと回答した自治体の割合)	%	100
29健康	暑熱	熱中症等	「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に係る周知	枚数(部)	15万
30	暑熱	熱中症等	消防庁(又は自治体)作成のリーフレット・ポスター等のコンテンツを活用した予防啓発 活動を実施した消防本部の割合	%	100
31	その他	脆弱性が高い集団へ の影響(高齢者・小 児・基礎疾患有病者 等)	年間の熱中症死亡者数【再掲】	人	1,000以下 ※できるだけ早期に 達成を目指す
32	その他	その他の健康影響	合流式下水道改善率(合流式下水道により整備されている区域の面積に占める下水道法施行令第6条第2項に基づき実施すべき「汚濁負荷量の削減」の対策施設の整備が完了している処理区の合流区域面積の割合)	%	100 ※2023年度目標

出所: 気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において設定する分野別施策に関するKPI(https://www.env.go.jp/press/110115/3tekioukeikakuR3bunya.pdf)より作成 14



# 気候変動適応計画における目標等の確認(4/5)

	分野	大項目	小項目	KPI		2026年度目標
33	産業・経済活動	産業・経済活動	建設業	「STOP!熱中症 クールワークキャンペーン」に係る周知【再掲】	枚数(部)	15万
34		都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等	電源喪失対策(太陽電池化)が必要な航路標識の整備率	箇所	4 ※2025年度目標
35	国民生活・都市 生活	都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等	災害に強い機器等の整備率(航路標識)	箇所	106 ※2025年度目標
36		都市インフラ、 ライフライン等	水道、交通等	グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数	自治体	70 ※2025年度目標

出所: 気候変動適応計画(令和3年10月22日閣議決定)において設定する分野別施策に関するKPI(https://www.env.go.jp/press/110115/3tekioukeikakuR3bunya.pdf)より作成 15



# 気候変動適応計画における目標等の確認(5/5)

気候変動適応計画の分類体系は以下の通り。

分類	大項目	小項目
農業・林業・ 水産業	農業	水稲、野菜等、果樹、麦、大豆、飼料作物等、畜産、病害虫・雑草等、農業生産基盤、食料需給
	林業	木材生産(人工林等)、特用林産物(きのこ類等)
	水産業	回遊性魚介類(魚類等の生態)、増養殖業、沿岸域・内水面漁場環境等
水環境・水資源	水環境	湖沼・ダム湖、河川、沿岸域及び閉鎖性海域
	水資源	水供給(地表水)、水供給(地下水)、水需要
自然生態系	陸域生態系	高山・亜高山帯、自然林・二次林、里地・里山生態系、人工林、野生鳥獣の影響、物質収支
	淡水生態系	湖沼、河川、湿原
	沿岸生態系	亜熱帯、温帯・亜寒帯
	海洋生態系	_
	その他	生物季節、分布・個体群の変動
	生態系サービス	流域の栄養塩・懸濁物質の保持機能等、沿岸域の藻場生態系による水産資源の供給機能等、サンゴ礁による Eco-DRR 機能等、自然生態系と関連するレクリエーション機能等
自然災害・沿岸域	河川	洪水、内水
	沿岸	海面水位の上昇、高潮・高波、海岸侵食
	山地	土石流・地すべり等
	その他	強風等
	複合的な災害影響	_
健康	(略)	(略)
産業・経済活動	(略)	(略)
国民生活・都市生活	都市インフラ、ライフライン等	水道、交通等
	文化・歴史などを感じる暮らし	生物季節、伝統行事・地場産業等
	その他	暑熱による生活への影響等
分野間の影響の連鎖	インフラ・ライフラインの途絶に伴う影響	_



### 生物多様性国家戦略における目標等の確認(1/5)

生物多様性国家戦略において、5つの基本戦略の項目について大分類に該当する記載があるものについて、①小分類として整理すると以下の通り。

また、同戦略中における ②目標と③指標は行動目標ごとに多数設定されているため、次頁で整理した。 なお、④ネガティブな効果については、以下の点が記載されている。

#### <ネガティブな効果>

- ○再生可能エネルギー発電設備の不適正な導入による生物多様性への悪影響
- ○再生可能エネルギーの推進と生物多様性保全にはトレードオフが生じ得る
- ○自然生態系以外の分野において気候変動適応策を実施する際の人工構造物の設置等による生物多様性への影響
- ○複数の生態系サービス間の関係については、ある生態系サービスの向上を追求した場合、複数の生態系サービスが正の相乗効果によって向上する場合と、ある生態系サービスは向上するものの、他の生態系サービスは低下するといったトレードオフ(二律背反)の関係にある場合がある(例;都市域における緑地の確保は二酸化炭素の吸収や都市住民のレクリエーションの場の提供など、複数の生態系サービスの向上につながる。一方、マングローブ林を伐採し、エビの養殖場などのために開発することは短期的にはエビの養殖による商業的利益をもたらすが、魚類等の繁殖場所の消失や、二酸化炭素の吸収、海岸の保全などの様々な生態系サービスの低下につながる)

大分類	①小分類
5 生物多様性保全に関する事業	<ul> <li>生物群集全体の保全に向けた場の保全・再生とネットワーク化(保護地域による保全、OECM による保全、生態系の質の向上とネットワーク化、生物多様性の状況の「見える化」)</li> <li>陸域及び海域の利用・管理における生物多様性への負荷軽減(森林、農地、都市、河川・湖沼・湿地(陸水)沿岸・海洋(ブルーカーボンの吸収源としての活用等))</li> <li>野生生物の保全(個別の取組の強化と複合的観点の取組、普通種や野生生物の遺伝的多様性等の保全に係る取組、野生生物に影響を与える可能性がある飼養動物の適正な管理に係る取組)</li> <li>自然を活用した地域づくり</li> <li>自然を活かした課題の統合的解決(気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化、気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化、身の回りにある様々な課題との統合的解決)</li> <li>鳥獣の管理と棲み分けと有効利用</li> </ul>
8 気候変動に対する適応に関する事業	• 自然を活かした課題の統合的解決(気候変動対策と生物多様性保全のシナジーの強化、気候変動対策と生物多様性保全のトレードオフの回避・最小化、身の回りにある様々な課題との統合的解決)



### 生物多様性国家戦略における目標等の確認(2/5)

5つの基本戦略のうち、基本戦略4「生活・消費活動における生物多様性の価値の認識と行動(一人一人の行動変容) 」および基本戦略5「 生物多様性に係る取組を支える基盤整備と国際連携の推進」以外の指標を整理すると以下の通り。

基本戦略	状態/行動目標	主な指標
生態系の 健全性の 回復	状態目標1-1 全体として生態系の規模が増加し、 質が向上することで健全性が回復している	<ul> <li>生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価(JBO)における生態系の規模及び質に関する評価の傾向</li> <li>代表的な生態系の面積</li> <li>代表的な生態系における生物種数・多様性、生息・生育状況(モニタリングサイトにおける確認種数・個体数、アマモ場・藻場平均被度、干潟の底生生物確認種数・生息密度、サンゴ被度など)</li> <li>生態系の連続性・生態系ネットワーク指数</li> </ul>
	状態目標1-2 種レベルでの絶滅リスクが低減している	<ul><li>・ レッドリストインデックス</li><li>・ レッドリスト掲載種数</li><li>・ レッドリスト掲載種のカテゴリーの変化状況</li></ul>
	状態目標1-3 遺伝的多様性が維持されている	• 生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価(JBO)における遺伝的多様性に関する評価の傾向
	行動目標1-1 陸域及び海域の30%以上を保護地域 及びOECMにより保全するとともに、それら地域の 管理の有効性を強化する	<ul> <li>陸域における保護地域及びOECMの面積割合</li> <li>海域における保護地域及びOECMの面積割合</li> <li>OECM面積(陸域、海域)</li> <li>保護地域面積(陸域、海域)</li> <li>陸域(KBAs)に対する保護地域・OECM該当面積割合</li> <li>海域(EBSAs)に対する保護地域・OECM該当面積割合</li> <li>自然共生サイト認定後に更新されたサイト数</li> <li>前回点検から10年未満で公園区域及び計画の点検を実施した国立公園地域(計画)数</li> <li>前回更新から10年未満で管理運営計画を更新した国立公園地域(管理運営計画区)数</li> <li>国立公園において保全・管理に当たる自然保護官等の人数</li> </ul>
	行動目標1-2 土地利用及び海域利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系の劣化を防ぐとともに、既に劣化した生態系の30%以上の再生を進め、生態系 ネットワーク形成に資する施策を実施する	<ul> <li>劣化や再生の定義含め再生割合の計測についての手法を開発[Yes/No]</li> <li>公益的機能の一層の発揮のため自然状況等を踏まえて育成複層林に誘導することとされている350万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した森林の割合(累計)</li> <li>自然再生推進法の取組箇所面積</li> <li>特に重要な水系における湿地再生割合</li> <li>都市域における水と緑の公的空間確保量</li> <li>水辺の賑わい創出に向け、水辺とまちが一体となった取組を実施した市区町村の数</li> <li>生態系ネットワークの形成に貢献する場所のOECMの設定面積</li> <li>緑の回廊の面積</li> <li>取組方針・目標を定めている「河川を基軸とした生態系ネットワーク」の数</li> </ul>



# 生物多様性国家戦略における目標等の確認(3/5)

基本戦略	状態/行動目標	主な指標
生態系の健全性の回復	行動目標1-3 汚染の削減(生物多様性への影響を減らすことを目的として排出の管理を行い、環境容量を考慮した適正な水準とする)や、侵略的外来種による負の影響の防止・削減(侵略的外来種の定着率を50%削減等)に資する施策を実施する	<ul> <li>アオコの発生日数</li> <li>赤潮発生件数</li> <li>類型指定水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の達成状況(河川、湖沼、海域) [達成率%]</li> <li>海岸漂着物等地域対策推進事業における海岸漂着物等の回収量</li> <li>海岸漂着物等地域対策推進事業の実施主体数(都道府県)</li> <li>海岸漂着物処理推進法の基本方針に基づく地域計画の策定数(都道府県)</li> <li>使用済プラスチックの有効利用</li> <li>高度処理実施率</li> <li>合流式下水道改善率</li> <li>汚水処理人口普及率</li> <li>侵略的外来種の新規定着率</li> <li>ヒアリの定着地点数</li> <li>特定外来生物の根絶宣言数</li> <li>外来生物法に基づく防除の公示・確認・認定件数</li> <li>地方自治体における外来種に関するリストの作成と条例の策定数</li> </ul>
	行動目標1-4 気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化する	<ul><li>気候変動による生態系影響への調査項目数</li><li>サンゴ礁生態系保全に資する取組の数</li><li>海面上昇等の影響にも適応可能となる順応的な砂浜の管理が実施されている海岸の数</li></ul>
	行動目標1-5 希少野生動植物の法令に基づく保護を実施するとともに、野生生物の生息・生育状況を改善するための取組を進める	<ul><li>絶滅危惧種のうち「国内希少野生動植物種」に指定されている種の割合</li><li>保護増殖事業により生息状況が改善されて事業を完了した種数</li></ul>
	行動目標1-6 遺伝的多様性の保全等を考慮した施策を実施する	<ul><li>遺伝的多様性の評価に基づき個体群ごとの生息域内保全がなされている保護増殖事業対象種の数</li><li>保護増殖事業対象種のうち生殖細胞等の保存がされている動物の種又は地域個体群の数・日本産絶滅危惧植物種のうち自生地情報を持つ種の保存数(域外保全)</li><li>遺伝子組換え生物による生物多様性影響の発生件数</li></ul>
自然を活 用した社 会課題の 解決	状態目標2-1 国民や地域がそれぞれの地域自然資源や文化を活用して活力を発揮できるよう生態系サービスが現状以上に向上している	• 生物多様性及び生態系サービスに関する総合評価(JBO)における生態系の規模及び質に関する評価の傾向
	状態目標2-2 気候変動対策による生態系影響が抑えられるとともに、気候変動対策と生物多様性・生態系サービスのシナジー 構築・トレードオフ緩和が行われている	検討中



# 生物多様性国家戦略における目標等の確認(4/5)

基本戦略	状態/行動目標	主な指標
自然を活 用した社 会課題の 解決	状態目標2-3 野生鳥獣との適切な距離 が保たれ、鳥獣被害が緩和している	<ul> <li>ニホンジカ、イノシシの推定個体数</li> <li>全国の野生鳥獣による農作物被害額</li> <li>主要な野生鳥獣による森林被害面積</li> <li>野生鳥獣に関する感染症により、種の存続を脅かす野生鳥獣の大量死や希少鳥獣への悪影響が確認された数</li> <li>クマ類による人身被害件数</li> </ul>
	行動目標2-1 生態系が有する機能の可 視化や、一層の活用を推進する	<ul><li>生態系保全・再生ポテンシャルマップの全国規模ベースマップのダウンロード数(累計)</li><li>OECM情報システム(仮称)の利用数(累計)</li><li>グリーンインフラ官民連携プラットフォームに登録している自治体のうち、グリーンインフラの取組を事業化した自治体数</li></ul>
	行動目標2-2 森・里・川・海のつながりや地域の伝統文化の存続に配慮しつつ自然を活かした地域づくりを推進する	<ul> <li>生態系サービス・包括的福利や文化継承・地域づくり(生態系を活用した防災・減災含む)に関する目標を設定した生物多様性地域戦略の数・割合</li> <li>地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律施行状況調査において「地域循環共生圏に関する取組を実施している」と回答した地方公共団体数</li> <li>国立公園満喫プロジェクト地域協議会の設置公園の割合</li> <li>ステップアッププログラム等が策定された国立公園数</li> <li>国立公園における自然体験コンテンツガイドラインを満たす自然体験コンテンツが存在する国立公園数</li> <li>エコツーリズム推進全体構想認定数が1以上の都道府県数</li> </ul>
	行動目標2-3 気候変動緩和・適応にも 貢献する自然再生を推進するとともに、 吸収源対策・温室効果ガス排出削減の 観点から現状以上の生態系の保全と活 用を進める	検討中
	行動目標2-4 再生可能エネルギー導 入における生物多様性への配慮を推進 する	<ul><li>・ バードストライク対策に資するガイドラインや手引きの作成・改定数(累計)</li><li>・ 鳥類にとって風力発電施設設置への脆弱性を示すセンシティビティマップの環境影響評価図書(風力発電施設)への引用割合</li></ul>
	行動目標2-5 野生鳥獣との軋轢緩和に 向けた取組を強化する	<ul><li>第二種特定鳥獣管理計画(二ホンジカ及びイノシシ)の目標を達成した都道府県の割合</li><li>二ホンザルとクマ類の恒常的に生息する都道府県における特定鳥獣保護管理計画の作成割合</li><li>鳥獣被害対策実施隊の隊員数</li><li>関係機関が連携して全国的なサーベイランスや対策等を実施している、生物多様性保全上重要な野生鳥獣に関する感染症数</li></ul>



# 生物多様性国家戦略における目標等の確認(5/5)

基本戦略	状態/行動目標	主な指標
ネイチャー ポジティブ 経済の実現	状態目標3-1 生物多様性の保全に資するESG投融資を推進し、生物多様性の保全に資する施策に対して適切に資源が配分されている	• 生物多様性に関連する投融資原則への国内の署名機関数
	状態目標3-2 事業活動による生物多様性への負の影響の低減、正の影響の拡大、企業や金融機関の生物多様性関連リスクの低減、及び持続可能な生産形態を確保するための行動の推進が着実に進んでいる	<ul> <li>環境産業(自然環境保全)の市場規模</li> <li>生物多様性保全に貢献する技術・サービスを提供している企業の割合</li> <li>経営方針等へ生物多様性を組み込んだ企業割合</li> <li>生物多様性に関する合理性の高い目標を設定している企業割合(数)(SBTs for Nature、サプライチェーンを通した影響を含めた目標設定している企業など)</li> <li>生物多様性に関する情報開示を行っている企業割合(数)(TNFDへの賛同企業など)</li> <li>国内の事業活動を通した日本全体のエコロジカルフットプリント</li> <li>国内の事業活動を通した日本全体のマテリアルフットプリント</li> </ul>
	状態目標3-3 持続可能な農林水産業が拡大している	<ul><li>生物多様性に配慮した農業に取り組む農業者数</li><li>森林施業の適切な実施に関する計画である森林経営計画等の面積の割合</li><li>漁獲量</li><li>漁獲量のうちTAC魚種の占める割合</li></ul>
	行動目標3-1 企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促すとともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進する	<ul> <li>企業に向けた定量評価手法及び生物多様性に関する情報開示方法等に関する情報提供の実施回数</li> <li>企業に向けた定量評価等手法に関するガイドライン等の発行件数(2024年までに発行)[Yes/No]</li> <li>金融機関・投資家に向けた定量評価手法及び生物多様性に関する情報開示方法等に関する情報提供の実施回数</li> <li>金融機関・投資家に向けた定量評価手法及び情報開示等手法に関するガイドライン等の発行 実績(2024年までに発行)[Yes/No]</li> </ul>
	行動目標3-2 生物多様性保全に貢献する技術・サービスに対する 支援を進める	<ul><li>ETV技術実証数</li><li>生物多様性ビジネス貢献プロジェクトにおける事例件数</li></ul>
	行動目標3-3 遺伝資源の利用に伴うABSを実施する	<ul><li>ABS、名古屋議定書、ABS指針の認知度、理解度(企業、研究者向け)</li><li>ABS関連事例の蓄積状況</li><li>NITEバイオテクノロジーセンター遺伝資源国内取得書発給数</li></ul>
	行動目標3-4 みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量 (リスク換算)の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進 などを含め、持続可能な環境保全型の農林水産業を拡大させる	<ul><li>・ 化学農薬使用量(リスク換算)</li><li>・ 化学肥料使用量</li><li>・ 有機農業の取組面積</li></ul>